

事例11 オリックス・アビエーション・システムズ・リミテッドによるアボロン・ホールディングス・リミテッドの株式取得

第1 本件の概要

本件は、オリックス株式会社の子会社であり、航空機リース業を営むオリックス・アビエーション・システムズ・リミテッド（本社アイルランド。以下、オリックス株式会社を最終親会社とし同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「オリックスグループ」という。）が、航空機リース業を営むアボロン・ホールディングス・リミテッド（本社アイルランド。以下「アボロン」という。また、オリックスグループとアボロンを併せて「当事会社グループ」という。）の株式に係る議決権の20%を超えて取得すること（以下「本件行為」という。）を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

第2 一定の取引分野

1 役務範囲

リース業とは、需要者が選択した商品を当該需要者に代わって当該商品のサプライヤーから購入し、当該商品の所有権を保有したまま、当該需要者に一定期間賃貸する事業である。

航空機を対象としたリース業（以下「航空機リース業」という。）の場合、需要者は主として航空会社である。航空機には、用途（旅客用・貨物用）、機体のサイズ、座席数、最大積載量、航続距離や航空機メーカー等の要素に基づく機種の違いがある。また、機体の新品又は中古品の違いもある。航空機リース業では、一般に、需要者が新品の機体を選択した場合は航空機メーカーから、中古品の機体を選択した場合は主に航空会社（以下、航空機メーカー及び航空会社を併せて「航空機メーカー等」という。）から、それぞれ航空機を購入し、需要者に引き渡す事業を行っている。

上記のような事情から、航空機リース業では、新品及び中古品の違いも含めて特定の機種のみを扱っているような事業者は基本的に存在せず、あらゆる機種を揃えるのが一般的である。また、航空機リース業の他に類似の業態はないことから、航空機リース業とその他の業種の需要の代替性及び供給の代替性は存在しない。

以上のことから、役務範囲を「航空機リース業」として画定した。

2 地理的範囲

一般的に、リース業の対象となる商品は、リース業者を経由することなく、サプライヤーから需要者へ直接に引き渡される。航空機リース業においても、航空機は、航空機メーカー等から需要者へ直接に引き渡されていることから、需要者は航空機リース業者の所在地にかかわらず、航空機リースに係る取引を行うことができ、国内外の需要者

は国内外の航空機リース業者を差別することなく取引している。また、国内外でリース料に差はほとんどみられない。

以上のことから、地理的範囲を「世界全体」として画定した。

第3 本件行為が競争に与える影響

当事会社グループは、いずれも航空機リース業を営んでいることから、本件は水平型企業結合に該当する。

航空機リース業に関する当事会社グループ及び競争事業者の市場シェアは下表のとおりであり、本件行為後のHHIは約500、HHI増分は約30となることから、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。

【平成29年における航空機リース業の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	A社	約15%
2	B社	約10%
3	アボロン	約5%
4	C社	0-5%
⋮	⋮	⋮
12	オリックスグループ	0-5%
	その他	約40%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約10%・第3位		

第4 結論

本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。